

生涯現役塾
アフター60を楽しむ大人のための

アフター60プロジェクト

「わたしたちのワクワク体験」
発表します

～第2期修了イベント～
あなたの知らない新宿をちょっと覗きにきませんか

60歳からの充実した人生を目指し、新たな交友関係を築きながら地域活動を始めたいシニア世代の方を中心に、20年10月から「アフター60プロジェクト」として本格的な活動を開始した第2期「生涯現役塾」。塾生の皆さんは、新しい仲間と出会い、さまざまな活動を通して、たくさんの方の成果を得ています。

この修了イベントでは、参加者が現役塾で得たことや活動の成果を発表するほか、ボランティアの専門家を交えての意見交換会など、これからの活動につながるヒントが見つかります。

すでに地域活動を始めている方やこれから始めたいと思っている方にとって、今まで知らなかった新宿の魅力や新しい仲間に出会う機会となります。40代・50代の方も、ぜひご参加ください。

【日時】3月29日(日)午前9時45分～11時30分(9時30分開場)

【対象】区内在住の方

【内容】活動体験の成果発表・意見交換会・講演「これからを楽しむ自分の活かし方を見つけてよう」(区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター職員)

【会場・申込み】当日直接、大久保地域センター(大久保2-12-7)へ。

【問合せ】高齢者サービス課いきがい係(本庁舎2階) ☎(5273)4567へ。

未来を担う子どもたちの夢と希望をはぐくむ

「新宿区教育ビジョン」を策定

新宿区の子どもたちが、夢と希望を持って成長していけるように、区が今後10年間で目指すこれからの教育や取り組みの方向などを示す「教育ビジョン」を策定しました。

策定に当たっては、学校関係者との懇談会、教員へのアンケート、地域説明会やパブリック・コメント制度(意見公募)でお寄せいただいたご意見を参考にしました。ご意見ありがとうございました。

計画の全文、パブリック・コメント

計画の概要

教育目標を達成するための3つの柱と14の課題

柱1
子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

課題1…確かな学力の向上
課題2…豊かな心と健やかな体づくり
課題3…言語・体験活動の充実
課題4…就学前教育の充実
課題5…連携教育の推進

▼主な事業…「放課後等学習支援」「外国人英語教育指導員の配置」「言語活動の充実」



柱2

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

課題6…地域との連携による教育の推進
課題7…家庭の教育力の向上と活動支援
課題8…地域の知の拠点としての図書館の充実
課題9…子どもの安全の確保

▼主な事業…「地域協働学校の推進」「新しい中央図書館のあり方の検討」



柱3

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

課題10…学校の適正規模の確保と適正配置
課題11…学校の経営力の強化
課題12…教員の授業力の向上
課題13…支援を要する子どもにに応じた教育の推進
課題14…学校施設の整備

▼主な事業…「学校の情報化」「特別支援教育の充実」

まちの記憶をいかした「美しい新宿」を目指して

景観法に基づく

「新宿区景観まちづくり計画」を策定

●4月1日から運用します

区は、20年7月18日に、都心区初の景観法に基づく景観行政団体となり、地域の個性を生かしたまちづくりをさらに進めていくため、新たに「景観まちづくり計画」「景観形成ガイドライン」を、パブリック・コメント制度(意見公募)でお寄せいただいたご意見を参考に策定しました。ご意見ありがとうございました。

「景観まちづくり計画」「景観形成ガイドライン」の全文、パブリック・コメント制度でお寄せいただいたご意見(51件)と区の考え方は、景観と地区計画課・広聴担当課(本庁舎3階)・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページで「景観と地区計画課のページ」をご覧ください。

【問合せ】景観と地区計画課(本庁舎8階) ☎(5273)3831へ。

計画の概要

新宿区全域を対象に、「水とみどりの神田川地区」「新宿御苑みどりと眺望保全地区」「粋なまち神楽坂地区」「エンターテインメントランド歌舞伎町地区」「落合の森保全地区」「一般地域」に分けています。

それぞれの地区で定めた対象規模を超える計画で建築等を行う場合は、区への「景観事前協議」が必要で、区ごとに定めた景観形成方針や景観形成基準に適合しない場合は、区は催告や変更命令を行うことができます。

また、「景観形成ガイドライン」を活用し、地域の個性を生かした良好な景観形成を進めます。このガイドラインは、区内の歴史・文化・地形等の景観特性ごとに72に分けたエリアの方針や、目指すべき方向性を示したものです。

「景観まちづくり計画」「景観形成ガイドライン」の運用に必要な事項を定めるために、20年12月に全部改正した「新宿区景観まちづくり条例」は、4月1日(水)から施行します。

「景観法に基づく行為の届出」を忘れずに

●5月1日(金)以降に工事に着手する建築等は届出が必要で、景観行政団体となったことに加え、「景観事前協議」の届出に加え、「景観法に基づく行為の届出」が必要になりました。

景観法では、区が「景観法に基づく行為の届出」を受け、届出日から30日が経過しなければ工事に着手できないと規定されています。5月以降に工事に着手する建築等は、必ず届出てください。

※21年3月31日(火)以前に「景観事前協議」の届出が済んでいる場合でも、21年5月1日(金)以降に工事に着手する場合には、「景観法に基づく行為の届出」が必要になります。詳しくは、景観と地区計画課 ☎(5273)3831へお問い合わせください。



水とみどりの貴重な景観(神田川)